平成２０年度
発注者支援技術者（過年度試験合格者）認定
及び認定更新について

－発注者支援技術者（過年度試験合格者）認定等の手引き－

申請書受付期間：平成２０年６月１２日～平成２０年６月２０日

発注者支援技術者（過年度試験合格者）認定及び認定更新講習会
静岡県静岡市内　：平成２０年６月２８日
三重県津市内　　：平成２０年６月２８日
愛知県名古屋市内：平成２０年７月　５日

施工体制の確保に関する推進協議会
発注者支援技術者（土木）試験審査委員会

『発注者支援技術者』認定制度等について

１．認定制度の試行目的

施工体制の確保に関する推進協議会（以下「推進協議会」という）は、平成１７年４月より施行された『公共工事の品質確保の促進に関する法律（以下「品質確保法」と言う）』第１５条第３項の定めに基づき、中部４県の公共工事の発注者（以下「発注者」という）を支援するため、『公共工事発注者支援業務技術者認定制度』等を創設（任意）し、平成１７年１０月より試行的に運用を開始しました。

本認定制度は、品質確保法第１５条第１項の定め及び公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針第８条に基づき発注者が発注関係事務を適正に実施することができる者を活用しようとする場合の、発注関係事務を適切かつ公正に行うことができる者の選定に資する（選定の一指標とする）こと及び各発注者間の統一的な運用を図ることを目的としています。

本制度は、１８年１０月に土木分野において民間技術者についても資格要件拡充を図り、名称を「発注者支援技術者」と改めたものです。

※『施工体制の確保に関する推進協議会』

工事現場での適切な施工体制の確保、不良・不適格業者の排除への取り組み等を通じて、公共工事の品質確保や円滑な工事の執行に寄与することを目的として平成１２年度に設置。

国土交通省中部地方整備局、中部４県（岐阜県、静岡県、愛知県、三重県）及び３政令市（名古屋市、静岡市、浜松市）で構成。

※認定制度における発注関係事務とは下表の業務区分・内容をいう

業　務　区　分	業　務　内　容
設計・積算	・仕様書、設計書の作成補助 ・予定価格の作成（積算）補助　等
技術審査	・入札・契約方法の選定補助 ・契約の相手方決定に係わる評定業務補助　等
監督	・工事の監督補助 ・工事中の施工状況体制の評価補助　等
検査	・中間技術、既済部分、完成時の検査補助 ・施工企業、担当技術者の評価補助　等

２．発注者支援技術者の資格

・発注者支援技術者の資格を取得するには、一定の資格要件を満たしている者で、今回実施する『発注者支援技術者（過年度試験合格者）認定及び認定更新講習会（以下、認定及び認定更新講習会という）』を受講したものの中から、推進協議会の認定により取得することができます。

※平成２０年度過年度試験合格者認定及び認定更新の手続きフロー

【技術者認定】

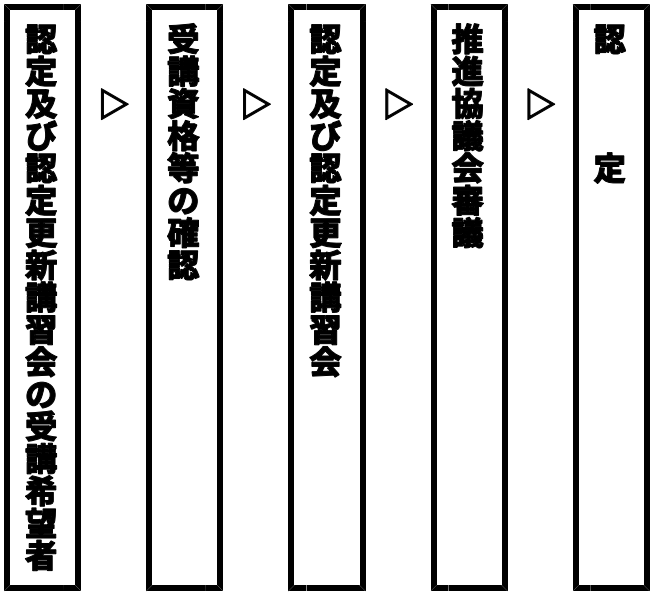

３．発注者支援技術者の資格の種別

発注者支援技術者には、Ⅰ種及びⅡ種の種別を設けています。Ⅰ種及びⅡ種に認定された発注者支援技術者は、それぞれ次の発注関係事務を受注した機関が配置する管理技術者になり得るものです。

【発注関係事務の受注機関が管理技術者として配置できる発注者支援技術者資格の種別】

	発注関係事務			
	設計積算	技術審査	監　督	検　査
発注者支援技術者（土木Ⅰ種）	○	○	○	○
発注者支援技術者（土木Ⅱ種）	○		○	

４．発注者支援技術者の資格の有効期間等

発注者支援技術者の資格の有効期間は、資格認定証の交付を受けた日から起算して３年間有効です。有効期間を過ぎた場合は、あらためて技術者認定の手続を行うものとします。

また、推進協議会が支援技術者として相応しくないと判断した時は技術者

認定を取り消す場合があります。

　なお、発注者支援技術者認定制度は、推進協議会が試行的に運用する任意制度であり、認定者の了解を得ず、制度の見直し等を行うことがあります。

※発注者支援技術者（土木）試験の合格については無期限に有効です。

『発注者支援技術者（過年度試験合格者）』認定及び認定更新の手続き等について

１．認定及び認定更新の申し込みの受付について

１）申請書受付期間

平成２０年６月１２日(木)～平成２０年６月２０日(金)＜当日消印有効＞

２）申請書の提出書類送り先

・申請書は**各希望受講会場の窓口**に提出書類を持参もしくは郵送して下さい。

・郵送の場合は、簡易書留で**「発注者支援技術者　認定申請書」在中**と明記の上、郵送して下さい。

＜受付窓口＞

名古屋会場

○中部地方整備局　企画部　技術管理課

〒 460-8514　名古屋市中区三の丸二丁目５番１号　名古屋合同庁舎第２号館

ＴＥＬ：０５２－９５３－８１３１

静岡会場

○静岡県　建設部　技術管理室

〒 420-8601　静岡県静岡市葵区追手町９－６

ＴＥＬ：０５４－２２１－２１３１

三重会場

○三重県　県土整備部　公共事業運営室

〒 514-8570　三重県津市広明町１３　三重県庁５階

ＴＥＬ：０５９－２２４－２９１８

３）提出書類

①申請書（指定様式：中部地方整備局ホームページにて入手して下さい）

②認定証もしくは過年度の技術者試験の合格証書の写し（１部）

③郵便はがき（官製はがき又は切手を貼ったはがき）１枚

（各自で用意して下さい）

※郵便はがきの表面の宛名蘭に、申請者本人に確実に届く住所（郵便番号）、氏名を明記し、裏面には何も記入しないでください。（裏面には、受講番号、会場、注意事項等を印刷後に返送し、これを『受講票』とします。）

２．応募書類の審査結果の通知について

・受講資格を満たすと認められる方には、１．３）③の郵便はがきの裏面に、受講番号、会場、注意事項等を印刷後に返送し、連絡とします。なお、これを『受講票』としますので、受講番号等を確認後、大切に保管し認定及び年堤更新講習会当日に持参してください。（６月２６日（木）までに届かない、又は紛失した場合は、速やかに認定の申し込みを行った受付先に確認をして下さい。）

３．認定及び認定更新講習会の受講対象資格等

・認定及び認定更新講習会は次の受講資格を有す者を受講対象者とし、実施します。

【発注者支援技術者（土木Ｉ種・土木II種）試験】

①平成１７年度　発注者支援技術者資格認定者

②平成１７，１８、１９年度　発注者支援技術者　試験合格者

４．認定講習会の方法等

・平成２０年６月２８日（土）

受　　講　　会　　場：**静岡会場**

静岡市役所 静岡庁舎本館３階 第三委員会室

静岡市葵区追手町５－１

：**三重会場**

三重県吉田山会館 ２０６会議室

三重県津市栄町１－８９１

受　　付　　時　　間：１２時２０分～１２時５０分

講　　習　　時　　間：１３時００分～１７時００分

・平成２０年７月５日（土）

受　　講　　会　　場：**名古屋会場**

名古屋合同庁舎第２号館 8F 共用大会議室

名古屋市中区三の丸２－５－１

受　　付　　時　　間：１２時２０分～１２時５０分

講　　習　　時　　間：１３時００分～１７時００分

静岡会場

三重会場

名古屋会場

５．その他

１）認定及び認定更新講習会　注意事項等

①持参するもの

- 写真付き身分証明書（運転免許証等顔写真、生年月日が確認出来るものご用意下さい）＜本人確認を行うため＞
- 受講票
- 筆記用具

②注意事項

- 受付で本人等確認しますので、必ず受付を行って下さい。
- 認定及び認定更新講習会講習時は、係員等の指示に従って下さい。

③発注者支援技術者認定者について

- 発注者支援技術者認定者は、中部地方整備局ホームページで受講番号を発表し、後日、認定証書を交付します。交付の方法はホームページで発表します。

☆『発注者支援技術者』認定に関する情報の確認、本手引き内の中部地方整備局ＨＰは以下のアドレスです。

中部地方整備局ホームページアドレス
（公共工事の品質確保に関するページ）
【http://www.cbr.mlit.go.jp/hinkaku/index.htm】

《問い合わせ窓口》

「施工体制の確保に関する推進協議会」
「発注者支援技術者（土木）試験審査委員会」事務局
中部地方整備局　企画部　技術管理課
（建設専門官）西原、（基準第三係）岡田
ＴＥＬ：０５２－９５３－８１３１
メールアドレス：hinkaku@cbr.mlit.go.jp